

令和7年度

関係人口創出・拡大のための対流促進事業間接補助事業者審査要領

「令和7年度関係人口創出・拡大のための対流促進事業」（以下「本事業」という。）の間接補助事業者選定に係る審査は、この審査要領により行うものとする。

I. 審査方法

1. 委員による書面審査を実施する。
2. 委員会は、委員による書面審査の結果等を基に審議をした上で総合評価を行い、選定候補を選定する。その際、委員会は、必要があると認められる場合は、モデルの内容の妥当性や実現可能性等を確認するために、面接審査を実施することとする。
3. 委員会は、選定候補を選定後、必要が生じた場合、申請のあったモデルの中から補正された計画について書面審査及びその結果に基づく総合評価を行い、追加選定候補を決定することができることとする。
4. 事務局は、委員会からの候補の提出を受けて、採択する計画を決定する。

関係人口創出・拡大のための対流促進事業選定委員会
書面審査



関係人口創出・拡大のための対流促進事業間接補助事業者選定委員会
書面審査に基づき、審議を行った上で選定候補を決定



事務局
委員会からの候補の提出を受けて、採択する計画を決定

Ⅱ．評価方法

評価項目及び審査基準は、以下のとおりとする。

1．評価項目

公募要領に基づき、次の①～③に該当しない取り組みのなかで、（１）～（６）の観点で評価を行い、採択先を決定する。

- ① 申請資格を満たしていない場合
- ② 他の補助金等との重複、申請経費の内容が不透明あるいは不適切など、補助金の使途が適正でない場合
- ③ 応募者の既存の取り組みと類似した取り組みであり、既に自立・自走していると認められる場合

（１）モデル事業の的確性

- ・ 事業のビジョン・テーマが補助事業の趣旨に合致しており、効果が期待できるか。
- ・ 今後、関係人口創出・拡大に取り組む団体や地域に対して紹介、参考とできるなど横展開可能なモデルとなっているか。
- ・ 成果目標やその検証方法が記載されており、妥当なものとなっているか。

（２）モデル事業の具体性

- ・ 事業内容について、実施方法が具体的に記載されているか。
- ・ モデル事業としての先進性が具体的に記載されているか。

（３）モデル事業の実行性

- ・ 過去における関係人口の創出・拡大に関連する事業等の実績
- ・ 事業を遂行可能な人員が確保され、関係機関との連携も含め円滑な事業遂行が見込まれる組織体制となっているか。事業実施体制図等の明示があるか。
- ・ 補助金経理や情報管理等の管理体制や監視体制が適切であるか。
- ・ 時勢に即した、あるいは状況変化への対応を想定した実行可能な事業内容であるか。
- ・ 事業期間中の日程等が具体的に提案され、かつ無理がなく、目的に沿った実現性はあるか。

(4) モデル事業の継続性

- ・事業により関係人口と地域（地方公共団体、事業者、団体、住民等）の関わりが継続する仕組みとなっているか。
- ・取り組みが継続し、近い将来自立・自走するといった実現性の高い方策が記載されているか。特に事業計画、収支計画が具体的に記載されており、妥当性のあるものとなっているか。

(5) モデル事業の発展性

- ・今後の他地域での展開に向けた汎用性や発展性が見込まれるか。

(6) モデル事業の地域関与度

- ・関係人口と関係を持つ地域の地方公共団体等に主体性が期待できるか。
- ・対象地域の住民や事業者等の関与が期待できるか。
- ・対象地域が抱える課題の解決や地域の内発的発展が期待できるか。
- ・地域内と地域外とのつなぎ役となる人や組織を確保しているか。
- ・関係人口がもたらす地域への好影響についての検討がされているか。

2. 審査基準

(1) 書面審査

- ① 書面審査は、委員が1. 評価項目(1)～(6)ごとに6段階の区分により判断することとする。なお、1. ①～③の適否は事務局において調査し、その結果を委員に報告することとする。

区 分	評 価
s (5点)	非常に優れている
a (4点)	優れている
b (3点)	やや優れている
c (2点)	妥当である
d (1点)	やや不十分である
e (0点)	不十分である

- ② 評価項目ごとの評価の重み付け等は以下のとおりとする。

【評点の考え方】

- ・各評価項目に付する評価（s～e）の配分については、委員会におい

てその割合の目安を決定する。

- ・各評価項目については、その重要性に鑑み、項目毎に係数をかけて重み付けをする。

【100 点満点】

評価項目	係数	s (5 点)	a (4 点)	b (3 点)	c (2 点)	d (1 点)	e (0 点)
1. モデルの的確性	2.0	10	8	6	4	2	0
2. モデルの具体性	4.0	20	16	12	8	4	0
3. モデルの実行性	3.0	15	12	9	6	3	0
4. モデルの継続性	4.0	20	16	12	8	4	0
5. モデルの発展性	3.0	15	12	9	6	3	0
6. 地域関与度	4.0	20	16	12	8	4	0

(2) 委員会審査

委員会においては、書面審査の結果を踏まえ、採択候補を選定することとする。また、予算等の状況で採択することが可能な場合に、採択しても良い次点の候補を選定することもある。

Ⅲ. その他

1. 開示・非開示

(1) 審議内容等の取扱い

- ① 委員会の会議及び会議資料は、原則非公開とする。
- ② 選定された事業は、事務局のホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

(2) 委員等氏名について

委員会の委員の氏名は当該年度の最終採択後、公表することとする。

2. 利害関係者の排除

委員は、関係団体からの申請の審査を行わないものとする。

(利害関係者とみなされる団体の例)

- ・ 委員が現在所属し、又は３年以内に所属していた団体
- ・ 事業内容に関して委員または所属団体が共同事業や受託等の関係を有する団体
- ・ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合委員は上記に留意し、利益相反の事実あるいはその可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、当該団体についての審査・評価を行わないこととし、会議においても当該事案に関する個別審議については加わらないものとする。

3. 情報の管理、守秘義務、申請書の用途制限

- ① 審査の過程で知り得た個人情報及び審査の内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- ② 委員として取得した情報（申請書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意をもって管理する。
- ③ 審査資料等は、事業の選定を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。
- ④ 上記①～③は審査終了後も遵守する。